

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく
経済産業省・国土交通省告示の一部改正について

下記のとおり、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省・国土交通省告示の一部改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく経済産業省・国土交通省告示の一部改正について

2. 対象品目

重量車※

※重量車とは、軽油を燃料とする車両総重量3.5 t 超の貨物自動車及び乗用自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）。

3. 趣旨及び目的

重量車について、運輸部門におけるエネルギー消費量の増加や地球温暖化対策に取り組む必要があること等から、重量車に係るエネルギーの使用の合理化の推進及び、エネルギー消費効率の高い重量車の普及を図る。

4. 公布予定 平成30年春頃

5. 施行予定 平成30年春頃

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

T E L 03-3501-9726

F A X 03-3501-8396

7. 意見提出期限

W T O ・ T B T 通報から60日後